

1 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）とは、原動機付自転車（125cc以下）、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車、雪上車（これらをまとめて軽自動車等といいます）を所有するとかかる税金です。

（1）納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、区内に定置場がある軽自動車等を所有する個人および法人。ただし、割賦販売（ローン）により所有権が留保されている場合は、使用している人が所有しているものとみなして、使用者に課税されます。

※事情により世田谷区に住民登録ができないが、世田谷区内に原動機付自転車等を置かれる場合は、住民登録している住所を確認できるもの（住民票、住民登録地の記載のある免許証またはマイナンバーカード）と、原動機付自転車等を置かれる住所を確認できるもの（駐輪場契約書、アパート賃貸借契約書、公共料金の請求書、到達郵便物など）が必要になります。また、これまで世田谷区で原動機付自転車等の登録のない法人の方が登録する場合も、住所を確認できるもの（法人の登記事項証明書、公共料金の請求書、到達郵便物など）が必要になります。

※廃車の際、ナンバープレートを紛失等で返却できない場合、200円の弁償金を納めていただきます。

（2）申告と届出

① 原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車

申告の内容	申告に必要なもの					
	販売証明書	廃車申告受付書	譲渡証明書	標識（ナンバープレート）	標識交付証明書	届出者の本人確認書類
新規登録	●					●
転入	廃車手続き済	●				●
	未廃車			●	●	●
譲受け	廃車手続き済	●	●			●
	未廃車		●	●	●	●
廃車				●	●	●

◆受付場所 →78、79頁参照（登録・廃車窓口）

！ 改造で排気量を変更した原動機付自転車の登録

改造した原動機付自転車を登録する場合、ご本人の申立てだけでなく、必ず改造した事実を証明する書類が必要になります。証明書等がない限り、登録は受け付けられません。改造の内容により必要な書類は異なりますので、詳しくは課税課管理係（78頁参照）へお問い合わせください。

なお、区が交付する原動機付自転車等の標識については、軽自動車税（種別割）の課税対象となっていることを示すものであり、改造した車両が、道路運送車両法の保安基準等を満たすことを示すものではありません。

② 軽自動車、125ccを超える二輪車

車種	軽自動車（三輪・四輪）	125ccを超える二輪車
届出先	軽自動車検査協会東京主管事務所 〒108-0075 港区港南3-3-7 電話:050-3816-3100 FAX:03-6712-8625	関東運輸局 東京運輸支局 〒140-0011 品川区東大井1-12-17 登録ヘルプデスク:050-5540-2030 FAX:03-3471-6320

軽自動車、125ccを超える二輪車を取得・廃車した場合、または氏名・住所等に変更が生じた場合は、上記の届出先で手続きをしてください。

！ 上記の届出を東京都外（他道府県）で行った場合

東京都外（他道府県）で抹消、譲渡、転出などの手続きを行うときは旧登録地（世田谷区）への税止め（税申告）が必要です。「軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）」「自動車検査証返納証明書」「軽自動車届出済証返納証明書」「新・旧自動車検査証」のうちいずれか1つの写しを課税課管理係（78頁参照）へ郵送かファックスでお送りください。

(3) 納税方法

毎年、5月中旬に納税通知書を発送し、納期限の5月31日(金融機関の休業日にあたる時は、翌営業日)までに納めていただきます。

軽自動車税(種別割)は、普通乗用車のように月割課税ではなく、年額課税のため、4月2日以降に廃車・名義変更等の手続きをしても、その年度の税額は納めていただくことになります。

(4) 減 免

軽自動車等を所有している障害のある方、または同一生計の方(障害のある方のために使用している場合に限る)、構造が専ら身体障害のある方の利用に供するための軽自動車等(車いす移動車)を所有している方、生活保護を受けている方、災害によって困窮状態の方、そのほか特別の事情がある方には、一定の要件を満たす場合軽自動車税(種別割)を減免する制度があります。減免を申請する場合は、納期限までに申請してください。

なお、前年度減免を受けた方には、課税課管理係より5月に申請書をお送りします。

(5) 税 額

① 原動機付自転車等

※平成28年度から年税額が改定されました。

車両の種類	内 容	年 税 額
原動機付自転車	総排気量が50cc以下または定格出力が0.6kW以下のもの	2,000円
	総排気量が50ccを超え90cc以下または定格出力が0.6kWを超え0.8kW以下のもの	2,000円
	総排気量が90ccを超え125cc以下または定格出力が0.8kWを超え1.0kW以下のもの	2,400円
	ミニカー(三輪以上、総排気量が20ccを超え50cc以下または定格出力が0.25kWを超え0.6kW以下のもので、ミニカーの要件を満たすもの)	3,700円
軽自動車	軽二輪(総排気量が125ccを超え250cc以下のもの)	3,600円
	雪上車(スノーモービル)	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業車(コンバインなど乗用装置のあるもの)	2,400円
	その他の車両(フォークリフトなど)	5,900円

② 軽自動車(三輪以上)

※グリーン化特例(軽減税率)対象外のもの

車両の種類	内 容	年 税 額 (次頁の【重課適用早見表】もあわせてご覧ください。)			
		あ(旧税率)	い(新税率)	う(重課)	
		平成26年度以前に最初の車両番号の指定を受けて13年を経過するまでのもの	平成27年4月1日以降に最初の車両番号の指定を受けてから13年を経過するまでのもの	最初の車両番号の指定を受けてから13年を経過したものの※(平成28年度より適用)	
軽自動車 (二輪を除き 660cc以下)	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上 乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪以上 貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッド・被けん引の車両については、当分の間重課から除きます。

【重課適用早見表】 この表は、前頁の(5)②軽自動車（三輪以上）に対応しています。

車両番号 指定年月		課 税 年 度 (令和)																
		5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)	12年度 (2030年度)	13年度 (2031年度)	14年度 (2032年度)	15年度 (2033年度)	16年度 (2034年度)	17年度 (2035年度)	18年度 (2036年度)	19年度 (2037年度)		
平成	21年度 (2009年度)																	
	22年度 (2010年度)																	
	23年度 (2011年度)																	
	24年度 (2012年度)																	
	25年度 (2013年度)																	
	26年度 (2014年度)																	
	27年度 (2015年度)																	
	28年度 (2016年度)																	
	29年度 (2017年度)																	
30年度 (2018年度)																		
令和	元年度 (2019年度)																	
	2年度 (2020年度)																	
	3年度 (2021年度)																	
	4年度 (2022年度)																	
	5年 (2023年度) 4月1日																	
	5年 (2023年) 4月2日以降																	

う (重課)

車両の種類		年税額	
三輪		4,600円	
四輪以上	乗用	自家用	12,900円
		営業用	8,200円
	貨物	自家用	6,000円
		営業用	4,500円

車両の種類		年税額	
三輪		3,100円	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円
		営業用	5,500円
	貨物	自家用	4,000円
		営業用	3,000円

あ (旧税率)

車両の種類		年税額	
三輪		3,900円	
四輪以上	乗用	自家用	10,800円
		営業用	6,900円
	貨物	自家用	5,000円
		営業用	3,800円

い (新税率)

③ 軽自動車（三輪以上）

※グリーン化特例（軽減税率）対象のもの

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新車で購入したグリーン化特例（軽減税率）対象車両の令和5年度分の税額は下表のとおりとなります。

なお令和5年度にグリーン化特例の対象となった車両の令和6年度以降の年税額は、上記 **い** の各車両の種類別の年税額となります。

車両の種類	内 容		年 税 額(令和5年度分)		
			電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車 ※	ガソリン車・ハイブリッド車で、平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る	令和12年度燃費基準70%達成車 かつ令和2年度燃費基準達成車
軽自動車 (二輪を除き 660cc以下)	三 輪		1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)	3,000円 (乗用営業用のみ)
	四輪以上	乗 用	自家用	2,700円	-
		乗 用	営業用	1,800円	3,500円
	四輪以上	貨 物	自家用	1,300円	-
営業用			1,000円	-	-

※平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ当該基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。または平成30年排出ガス保安基準に適合するもの。

② 軽自動車税（環境性能割）

三輪以上の軽自動車を取得した時に課税される税金で、税率は燃費基準値達成度等に応じて決定されます。当分の間は、東京都が賦課徴収を行います。

(1) 納税義務者

新車・中古車問わず取得価額が50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した場合に、その車両の取得者に課税されます。これまでの自動車取得税と同様、軽自動車の取得時に申告が必要です。

(2) 税率

軽自動車の取得価額に下記の表に示す税率を乗じた額が課税されます。税率は環境性能に応じて決定されます。

軽自動車税(環境性能割)の税率				
区 分			税 率	
			自家用	営業用
電気自動車、天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準NOx10%低減達成又は平成30年排出ガス基準適合車)				
ガソリン 自動車・ LPG自動車	平成30年排出ガス 基準50%低減達成車 又は平成17年排出 ガス基準75%低減 達成車	令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
		令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
		令和12年度燃費基準55%達成	2%	1%
	上記以外			2%

※この表は乗用車の税率表です。トラックの税率については東京都主税局のホームページをご覧ください。

3 特別区たばこ税

たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金です。たばこの価格には、特別区たばこ税、都たばこ税、国たばこ税、たばこ特別税、そして消費税が含まれています。たばこを買うと同時に、これらの税金を一緒に納付していることになります。

特別区たばこ税は、たばこ製造業者などが世田谷区内の小売店に販売したたばこの本数により計算されます。

【税率】

税目	税率（1,000本当たり）
地方たばこ税	7,622円
特別区たばこ税	6,552円
都たばこ税	1,070円
国たばこ税 (たばこ特別税含む)	7,622円

世田谷区内で販売された**たばこ**の特別区たばこ税は世田谷区の財源となり区政に役立てられています。



4 入湯税

入湯税は鉱泉浴場の入湯行為に対して課税される税金です。世田谷区での税額は1人1日につき150円です。12歳未満の子どもや共同浴場、一般の公衆浴場、施設の利用料金が1,200円以下の場合、かかりません。区内では2施設が該当しています。

